

令和7年4月1日施行

建築物の確認申請等の手数料は以下のとおりとなります。

ご不明な点は建築指導課(047-453-3860)までお問い合わせください。

区分	床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
				中間検査あり	中間検査なし
確認特例建築物	100平方メートル以内	15,000円	19,000円	19,000円	21,000円
	100平方メートル超え200平方メートル以内	28,000円	24,000円	27,000円	30,000円
	200平方メートル超え	36,000円	32,000円	39,000円	42,000円
確認特例建築物以外 の建築物	100平方メートル以内	20,000円	25,000円	25,000円	28,000円
	100平方メートル超え200平方メートル以内	35,000円	31,000円	35,000円	38,000円
	200平方メートル超え300平方メートル以内	45,000円	41,000円	51,000円	54,000円
	300平方メートル超え1,000平方メートル以内	73,000円	58,000円	85,000円	88,000円
	1,000平方メートル超え2,000平方メートル以内	104,000円	79,000円	106,000円	113,000円
	2,000平方メートル超え10,000平方メートル以内	291,000円	165,000円	182,000円	199,000円
	10,000平方メートル超え50,000平方メートル以内	426,000円	267,000円	299,000円	315,000円
	50,000平方メートル超え	830,000円	559,000円	615,000円	632,000円

※注意

- ①確認特例建築物とは、建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物(建築基準法施行令第10条第1項第2号に掲げる建築物を除く)とします。
- ②確認特例建築物以外の建築物において昇降機が含まれる場合にあっては、審査区分に応じた昇降機の手数料を別途加算するものとします。
- ③計画変更に係る手数料は、計画変更に係る部分の2分の1の床面積(床面積を増加する場合にあっては、増加する部分の床面積)について算定するものとします。
- ④建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合にあっては、その部分の2分の1の床面積について算定するものとします。